

1. 売上税(VAT)法上の連結納税制度

売上税法第2条2項2文に規定されている売上税法上の連結納税制度 (Organschaft) は、ある法人(組織の子会社)が実際の全体像から財務的、経済的且つ組織的に親会社(Organträger)に統合されている場合に成立します。

この場合の組織において、下位に属する組織(例:子会社)は、上位の組織(例:親会社)における従業員同様、独立性をもたないものと見なされます。親会社は事業者として、VAT前申告などを親会社、子会社を併せた組織全体のために申告します。組織間で商品取引やその他のサービス取引を行った場合、これらは売上税の課税対象にはなりません。

これまで、上記前提条件のひとつである「財務的な統合」とは、親会社が子会社の資本の過半数を保有している場合に成立するとされてきました。これに対し「経済的な統合」とは、子会社への関与が親会社の業務範囲内であるということ、更に「組織的な統合」とは通常、親会社と子会社それぞれの代表取締役(Geschäftsführer)が互いに連動していることを前提条件とします。

しかしこのたび、「財務的な統合」に関する判決が変更されました。この変更により、親会社が議決権は50%のみ、ただし子会社の資本の過半数を保有しており、且つ経営における決定権を有した経営責任者を代表取締役として親会社から出向させた場合にも、財務上の統合における前提条件は満たされていることになりました。

2. 遅延金にかかる利率の違憲審査

納税の期限を超過した場合には遅延金が課されます。この際の遅延金は租税通則法第240条により、納税額を50ユーロ単位で切り捨てた金額の1%と規定されています。これは年間利率にして12%となり、低金利の今日においては比較的高い利率となります。

連邦財務省は、こういった今日の低金利と遅延金にかかる高利率に直接の関連性はないと見なしていません。その理由としては第一に、遅延金は期限内の納税を保証するためのものであり、本来の利子としての機能を持たないことが挙げられます。結局のところ納税義務者は期限内に納税することで遅延金を回避しなければならないとの判断から、遅延金の利率は違憲ではないと見なされています。

税金にかかる利率は連邦憲法裁判所により2019年1月1日以降、従来の月0.5%から月0.15%に引き下げられています。ただしここでの利子と上記の遅延金は、機能面からしても全く異なるものです。ここで問題となるのは、支払猶予や脱税にかかる月0.5%の利率が2019年以降違憲であるかどうかという点ですが、これについて連邦憲法裁判所は未だ見解を明らかにしていません。

異議申し立てによって期限を延長された税額にかかる保留利息(Aussetzungszinsen)は、財務裁判所により違憲ではないとされています。しかしこの判決が今後こういった風に展開するかについては、現時点ではまだ明らかになっていません。

3. 仮想通貨の売買による利益と損失

所得税法上、ビットコインやイーサリアムなどの仮想通貨・暗号通貨を個人資産として所有し、その取得日から一年未満で売却した場合には課税対象取引になると定められています（所得税法第23条1項2号）。他の仮想通貨との交換取引を行った場合にも、仮想通貨の売却と取得が両方行われたことになり、交換した日から起算して所有期間が1年以内か否かが判断されます。収入を得るために資産として認識していた資産売却に関しては、この所有期間を一年から十年に延長することが所得税法に定められていますが、仮想通貨のレンディングやステーキングによって収入を得ていた場合には適用されません。なお個人売買取引で得た利益が年間合計で600ユーロ未満の場合には課税対象となりませんが、これには仮想通貨はもちろんのこと、その他の個人売買取引全ての利益額を合算する必要があります。また損失については個人売買取引で発生した利益とのみ相殺され、相殺しきれなかった損失については翌年に繰り越すことが可能です。

仮想通貨の取引については裁判でも争われており、2023年2月14日の最新の判例では、財政裁判所は「仮想通貨は所得税法第23条第1項2号で規定される『その他の資産』に該当する」との見解を出しています。

この裁判は、自身の保有する仮想通貨を他の仮想通貨と短期間で交換を繰り返した原告が、そこで生じた利益に対する課税は違憲と訴えたものです。原告は、仮想通貨は資産とは見なせずその運用はギャンブルや宝くじのようなものと主張しましたが、この訴えは棄却されました。ここで財政裁判所は、仮想通貨は確かに民法上の貨幣にも電子マネーにも該当しないものの、第三者がその価値を認め、金銭やサービス、あるいは有形資産との交換をいとわない点で外国通貨と同等であるとの見解を示し、仮想通貨の個人売買取引に対する課税には執行上の欠陥はないと判断しました。

仮想通貨市場では、投資家が詐欺的なプラットフォームの利用により資金や仮想通貨を失うケースもあります。しかしここで生じた損失は売買取引によるものではないため、税務当局はこの損失を個人売買取引で得た利益と相殺することを認めていません。

4. 高級車購入に関する仮払VAT控除

仮払VAT控除の前提条件のひとつとして、そのサービスを事業者が事業の枠内で利用している必要があります。これはつまり、「経済活動」の枠内で売上をあげるためにそのサービスを利用している、もしくはする予定であるということになります。これに関連して、高級車を不定期に購入した場合のVATが控除可能であるか否かという点については、これまで明確にされていませんでした。

連邦財務裁判所はこの度、低頻度での自動車の購入にかかるVAT控除は、自動車販売以外の経済活動を行う事業者であれば、「その自動車の購入により主な経済活動が確立された、もしくはそれまでの主な経済活動が直接的且つ長期的に必要なものとして拡大された」場合に限り控除可能であるとの判決を下しました。

争点となった判決で裁判所は、長年に亘りカバーを掛けられたまま倉庫に保管されていた高級車両について、売却のために購入されたわけではなく投資の一環であったと判断し、自動車コレクターに近いものであるとの判決を下しました。自動車コレクターは原則として事業者とは認められません。また、この高級車両が業務のために直接は利用されないまま販売に向けた積極的な活動が何年も行われなかったことから、裁判所はこの車両にかかるVAT控除に関する申し立てを棄却しました。

5. 所得税確定申告における個人資本所得の取り扱いについて

個人資本所得については、25パーセントの資本収益税と連帯税、場合によっては教会税が源泉課税されるため、基本的には所得税確定申告の際に申告を行う必要はありません。ただし、確定申告で申告を行わなければならないケース、また行った方が得になるケースが存在します。

確定申告の際に申告を行わなければならないケース：

- 源泉課税が行われない資本所得（例えば親族や株主への貸付金、税金の還付金に対する利息収入、海外の銀行からの利子収入等）を得ている場合
所得税確定申告でこのような資本所得を申告した場合、通常源泉課税の場合と同様に25パーセントの課税率となります。
- 非課税通知が発行されたなど、教会税を納める義務があるにも関わらず、資本所得から教会税が源泉徴収されていない場合
このような場合は教会税の課されていない資本所得のみ申告を行えばよく、教会税はその後、所得税が確定される過程であわせて算出されます。ただし、教会税を納めた場合の源泉税の減額については、全ての資本所得を申告しなければ行われません。

資本所得の申告を行った方が得になるケース：

- 企業に対する持ち株からの配当利益について、その60パーセントを所得税の税率で課税させる場合
いわゆる「部分所得手続き」と呼ばれる手法ですが、こちらの手続きを行う方が源泉課税よりも課税額が低く、また資本の一部を得るための資金調達に関連して発生した利息を所得関連経費として（部分的に）考慮することも可能となります。
ただしこの手続きを行うためには、持株比率が25パーセント以上であること、もしくは企業全体の活動に対して最低1パーセント以上の重要な業務を行っていることが条件となります。
- 個人所得税の課税率が25パーセントの源泉課税率を下回る場合
- 資本所得税が通常よりも多く源泉課税されている場合
資本所得については原則的に実際の経費の控除は認められておらず、1.000ユーロ（合算申告の場合は2.000ユーロ）の一律控除のみ可能ですが、源泉課税を行う銀行などにこの一律控除に関する申請を行っていない場合、控除が考慮されないまま課税が行われます。そのため、源泉で多く徴収された税金の還付を受けるためには、所得税確定申告で申告を行わなければならない。
- 個人売買取引や資本資産取引で発生した損失を資本収入と相殺する場合
個人売買取引、もしくは資本資産取引で発生した損失については、同じく資本資産から発生した収入とのみ相殺が可能ですが、相殺を行うには銀行や金融機関から発行される証明書を税務署へ提出しなければなりません。証明書は必ずしも自動的に発行されるわけではありませので、もし届いていない場合には銀行や金融機関にお問い合わせください。

6. 家庭用サービス・家庭内での技術的サービスへの減税

EUならびに欧州経済領域内における、一般家庭で発生した維持費用・リノベーション費用・リニューアル費用、および家庭に付随する土地の整備費用については税額控除が認められています。具体的には以下の費用のうち20%が減税対象となります。

サービス内容	年間限度額
<u>家庭用サービス（年間20.000ユーロまで）</u> 例) 住居の清掃、芝生や垣根など庭の手入れ、ペットの世話、介護や育児手伝い（親族による場合も対象とする）、介護施設費用	4,000ユーロ
<u>技術的サービス（年間6.000ユーロまで）</u> 専門技術者による維持・リニューアルおよび拡張、庭造り、暖房やキッチン用機具の修理および管理、煙突掃除	1,200ユーロ

所得税法第35a条によれば、この減税は家庭内でのサービスに限定されています。この場合の「家庭」には物理的に距離が離れている場所（第2住居、週末や休暇用の住居など）も含まれており、隣接する公共の土地など、敷地の境界を越えた土地へのサービスも対象となります。つまり自身が所有する土地に隣接する歩道の清掃および雪かき費用なども控除の対象となりますが、これに対し公共の車道へのサービス費用や行政に支払う道路清掃費用は対象となりません。なお、ここでの「家庭内」とは必ずしも実際に居住していることを指すわけではありません。つまり別の住居へ引っ越し場合、引っ越しサービスにかかる費用や「新しい」住居に関わるサービス費用だけでなく、例えばこれまで利用していた住居のリノベーション費用なども考慮することが可能です。

この減税は住居の所有者および共同所有者だけでなく、入居者も対象となります。その際、家賃や共益費の一部としてこれらのサービス費用が支払われていることが前提条件となります。入居者ごとの費用負担割合は、年末に発行される年間サービス料の請求書や、貸主や管理人が発行する書面によって証明する必要があります。

減税対象とならないものには、新築住居の施工における技術的サービスなどがありますが、新築住居に関わる費用であっても、あとから屋根裏に新たなスペースをつくる場合や（利用・居住スペースの拡大）や、ガレージやサンルーム、テラス屋根などを後付けで設置する場合、あるいは新たに庭を造る、柵・小道を施工する場合などは新築住居の施行における技術的サービスとは見なされず、減税対象となります。

減税の前提条件としてはとりわけ、請求書があること、内金払いなどを含む支払いがキャッシュレスで（サービス提供者の口座への送金）支払われていることが挙げられます。

減税対象年度の判断については、原則として支払いを行った日付が基準となります。

7. 従業員のプライベート車両のナンバープレートホルダーを利用した広告掲 示費用の取り扱い

雇用者と従業員は原則として、雇用契約のほかにも賃貸契約など更なる契約関係を結ぶことが可能です。この際の支払いは給与としてではなく、各種の所得として分類されます。例として、社用車の保管場所としてのガレージ、あるいは仕事部屋の賃貸契約などがこれにあたります。

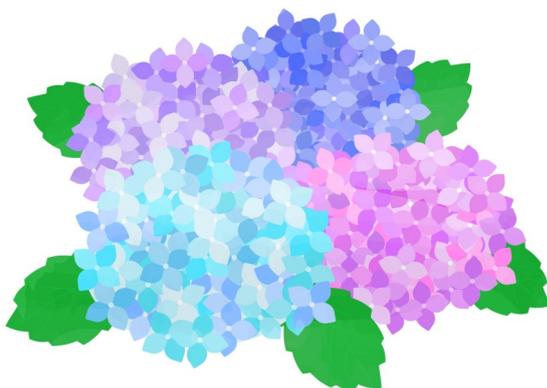
従業員がプライベートで所有する車に広告を掲載する場合も同じくこの契約関係と見なされます。この場合の従業員の所得は「その他の所得」に分類され、年間256ユーロ未満の場合には非課税となります。ただし最新の判決で連邦財務裁判所は、従業員の車のナンバープレートホルダーに一律料金で広告の文言を入れた場合、この際の所得を給与と見なすとの判断を下しました。裁判所はこの理由として、ナンバープレートホルダーのようなわずかな面積に関する広告掲載費用を従業員に支払うというケースが、独立企業間の広告契約とは全く異なるものであるためとしています。

更に裁判所は、これらの広告は確実な広告効果が見込めるものではないため、経済的に独立した所得には当たらないとの見解を示しています。加えて、争点となった判例では、広告費用として支払われる金額が年間256ユーロ未満の非課税限度額の枠内に収めることを基準として設定されており、見込まれる広告効果によって決められたものではなかったことや、雇用契約が終了した場合には広告契約も終了する点も判断基準となりました。

車両広告に関する契約が、どの程度から「給与」ではなく「その他の所得」として取り扱われるかについて、現時点で明確な決定は下されていません。ただし「その他の所得」として認められるためには少なくとも、広告効果と金額の面においては独立企業間の契約と同等の契約である必要があります。

合同セミナーのお知らせ

前回ご好評頂きました、若月法律事務所・ウェディング税理士法人合同セミナーについて、7月14日に第二回開催が決定致しました。
詳細については6月30日にお送りしたメールをご確認ください。
皆様のご参加をお待ちしております。



ご質問等ございましたら、下記のJapanese Deskに御相談下さい。
この情報によって生じたあらゆる損害に対していかなる責任も負いません。
又、当ニュースレターの情報は個別のご相談に代わるものではありません。

Wedding & Partner Steuerberatungsgesellschaft mbH

Börsenstraße 15, 60313 Frankfurt am Main
Telefon: (069) 297031-0, Fax: (069) 29703130
E-Mail: japanesedesk@wedding-partner.de
Web: <https://wedding-partner.de/japan-desk/>